

令和5年度第2回

堺市景観審議会

日時 令和5年 1 0 月 2 4 日 (火)
午後3時00分

場所 堺市民芸術文化ホール (フェニーチェ堺) 多目的室

都市景観室

○出席委員（10名）

会 長 下 村 泰 彦
委 員 花 田 眞 理 子
委 員 寺 地 洋 之
委 員 松 本 優
委 員 小 野 伸 也

副会長 中 嶋 節 子
委 員 宮 川 智 子
委 員 天 野 隆 次
委 員 西 川 知 己
委 員 湊 口 光 男

○案件

堺市景観計画の改定について

○司会

お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から、令和5年度第2回堺市景観審議会を開催させていただきます。

本日の司会をつとめます、都市景観室 主幹の大石と申します。よろしく申し上げます。開会にあたりまして、事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方はお手数ですが、電源をお切りいただくようお願いいたします。

本日は、京都産業大学教授 太田委員と、関西大学准教授 林委員につきましては、所要のため欠席する旨のご連絡をいただいております。なお、本日ご出席いただいております委員は、定足数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

また、本審議会の会議については公開することになっております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ、写真撮影・録画・録音等をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料が5点ありますので、確認させていただきます。1点目が「会議次第」、2点目が「配席図」、3点目が「堺市景観審議会委員名簿」、4点目が「資料1 委員意見の対応について」、5点目が「資料2 堺市景観計画の改定について」両面印刷で4枚となります。不足の資料は、ございませんでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。下村会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○下村会長

堺市景観審議会会長の下村でございます。以降の会議を進行させていただきます。本日の会議録の署名人につきましては、宮川委員及び西川委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、議事を進めさせていただきます。

それでは、案件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（仲村主査）

都市景観室 仲村です。「堺市景観計画の改定」について、ご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

初めに、前回7月審議会での主な意見と対応方針について、ご説明いたします。

堺環濠都市地域の行為の制限（景観形成基準）をこれから定めていくにあたっての意見としまして、「堺環濠都市地域では残っている歴史的な建築物が限られていることから、これから更新する建築物に対してエリアへの配慮をお願いしていい方向に誘導していくという方針に向けて、より具体的に基準を記載しておく方がいい」、「環濠エリアは歴史的なものが感じられるような空間形成を積極的に進めたい」という意見がありました。

これに対しましては、堺環濠都市地域は、本市だけでなく民間の協力も得ながら歴史文化特性に配慮した空間形成をすべきエリアであることを踏まえ、行為の制限（景観形成基準）については、建築計画作成の際のポイントが分かるように、地域特性やそれぞれの観点につ

いて具体的に記載したものにしています。のちほど、資料2により具体的にご説明いたします。

次に、道路の街路灯なども景観に寄与するので、計画に記載いただきたい、という意見がありました。これに対しましては、街路灯含め、道路や河川、公園や公共建築物などの公共施設・公共空間は、都市景観に大きな影響を与える景観要素であると考えており、公共事業による景観形成において、まちなみの保全や新たな魅力ある都市景観に資するよう努めることを記載しています。

最後に、未申請の屋外広告物について、適正な掲出に向けて周知・啓発を進めていただきたい、という意見がありました。これに対しましては、屋外広告物許可制度の周知に向けて、現在も、周知チラシの配布や屋外広告物適正化旬間の機会を捉えて現地訪問するなど取り組んでいます。引き続き、適正な掲出に向けて周知啓発に取り組んでいきます。

それでは、本日の審議案件である、堺市景観計画の改定について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

本日は、前回ご審議いただいた改定の方向性のうち、具体的な記述部分をお示ししていなかった改正点④⑤について、ご説明いたします。

初めに、改正点④の堺環濠都市地域の基準強化についてです。資料は2ページをご覧ください。

前回、重点的に景観形成を図る地域としていた堺環濠都市地域について、区域を設定し、これまでの大規模建築物だけでなく中規模建築物も対象にした景観誘導を進めていくと報告しました。具体的には、建築物の高さが10mを超えるもの、地上4階以上のもの、延べ面積500㎡を超えるもののいずれかに該当するものが対象となります。

詳細は4ページをご覧ください。はじめに、このエリアの景観特性を整理しています。

このエリアは大きく4つの特性に分類されます。茶色部分の「歴史的なまちなみが集積する景観」、ピンク部分の「幹線道路沿道の景観」、オレンジ部分の「住宅を中心に店舗、工場などが併存する景観」、水色部分の「濠沿いの水辺景観」です。右側にはこのエリアの特徴的な景観資源を、地形・自然、歴史文化、市街地に分類して載せています。主なものとしては、地形・自然景観として①、②に記載の環濠の名残をとどめる内川・土居川の水辺空間。

歴史文化資源として、④、⑤、⑥に記載の環濠北部に残る町家、⑧、⑨、⑩に記載の環濠東部の寺町、市街地景観として、⑫、⑬、⑭に記載の大小路シンボルロードや路面電車が走る大道筋、フェニックスが特徴的な国道26号 などです。

この景観特性を踏まえ、景観形成の方針や基準等を設定しました。資料5ページをご覧ください。このエリアの景観形成の目標ですが、「類まれな歴史文化や都市機能を活用した本市のにぎわいや活力を牽引する魅力ある都市空間の創造」としています。目標を実現するための方針は、このエリアの特性に配慮した4つを設定しています。「1. 様々な都市活動

を誘引する、都心として活力あふれる魅力的な景観の形成」、「2. 大小路線（大小路筋）や大道筋沿いにおける歩いて楽しい沿道景観の形成」、「3. 堺環濠都市知己における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観の形成」、「4. 濠沿いの水辺空間と調和した景観の形成」です。

4つめの濠沿いの文言ですが、事前説明の際に、「開放感ある水辺と調和した」の表現が分かりにくいとのご指摘をいただきまして、修正しております。

続きまして、景観形成の基準についてです。行為の制限（景観形成基準）は、建築計画を立てる際に気を付けるポイントや基準を、分かりやすく、具体的に記載したものです。

まず、項目「A. 地域特性」では、第2章の景観構造とそのなり立ちの読み解きで使用した3つの観点である「自然景観特性」「歴史文化景観」「市街地景観」に基づいて 配慮すべきこのエリアの特性を記載しています。

【地形・自然特性に関する基準】では、濠の水辺空間や公園・緑地空間を計画に活かす工夫を求めます。【歴史文化特性に関する基準】では、エリア内の歴史的な建築物の意匠などの特性や、町割りや格子状街区といった地形特性、複数の街道が存在するまちなみ特性を読み取り配慮することを求めます。【市街地特性に関する基準】では、都心にふさわしい、周辺景観の向上に結び付くような形態・意匠を求め、大小路筋や大道筋においては歩いて楽しい沿道景観となるよう、特に低層部でのしつらえの工夫をもとめます。

項目B以下は、全市域を対象とした大規模建築物に対する景観形成基準をベースに、このエリアならではの文言を赤字で追記しています。

項目「B-1. 周辺との調和」において、大小路筋や大道筋沿いにおける、ウォークアブルな街路空間や交差点でのにぎわい、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成について記載、町家が点在する北部などにおいて、昔ながらの低層のまちなみへの配慮といった歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成について記載、内川・土居川沿いにおける水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成について 追記しています。項目「C 1-2. 敷地の形態・意匠」において、大小路筋や大道筋沿道においては植栽の充実やベンチの設置など、開放的なしつらえとすることを追記しています。

町家が点在する北部などにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に合わせるなど、歴史的なまちなみへの配慮に努める旨を追記しています。これについて、事前説明の時点では「周辺の歴史的な建築物の壁の位置にあわせて、まちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷地とするよう努める」と表記していましたが、委員の方から、この表現だと塀やフェンスの設置ありきで、建築物の壁面位置を歴史的なまちなみに揃えてもらいたい意図まで伝わらないのではとの意見をいただき、表現を見直しました。

また、濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化など、水辺空間との連続性を意識する旨を追記しています。

項目「C 2-1 建築物の形態・意匠」において、大小路筋や大道筋沿いにおいては、質の高いデザインに努める旨を追記しています。町家が点在する北部などにおいては、歴史的な建築物にみられる漆喰や板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする旨を追記しています。

次に、改正点⑤その他についてです。資料3ページをご覧ください。まず1つ目、行為の制限（景観形成基準）において、大規模建築物や景観地区における協議において、これまでの運用における課題、新たな技術やトレンド等に対応した基準を追記しましたのでご説明します。詳細は7ページをご覧ください。今回の改定で文言を修正した部分や追加した部分を赤字で示しています。

項目「C 1-2. 敷地の形態・意匠」において、潤いのある道路空間に寄与するように、敷地への植栽や隣地との境界の工夫により、通りの緑の連続性に努める旨を追記しています。項目「C 2-3. 外壁の色彩」において、より分かりやすい表現として、ベースカラー、サブカラー、アクセントカラーの定義を追記しています。

また、ベースカラーの多色使用を防ぐため、見付面積の1/3以上という面積基準を追記、サブカラーのアクセント的な使用を防ぐため、彩度はベースカラーの基準内とするという、これまで明記していなかった彩度の基準を追記しています。

また、近年よく見られるようになった、イラスト的な壁面やボーダーのような図形を用いた壁面の取り扱いを明確にするため、アクセントカラーとする旨を追記しています。こちらも近年よく見られるようになった、ルーバーや建具、ガラス、建築設備等を用いた建築物のデザインに対応するため、外壁の色彩とみなす場合がある旨を追記しています。

また、これまでは 石や木といった自然素材は外壁の色彩とみなさないことという除外規定を記載しておりましたが、自然素材に似せた人工素材の普及により、自然素材の判断が困難であること、また、自然素材であったとしてもその色彩による圧迫感や突出感は人工色彩と変わらないことを踏まえ、除外規定を削除しております。

次に、改正点⑤その他の2つ目、屋外広告物による景観形成において、維持管理の観点を充実する、としていた点についてです。詳細は8ページ左側をご覧ください。

第2段落に、近年自然災害が各地で発生し、屋外広告物も落下や倒壊といった多くの被害が生じていることを受けて、定期的に安全点検を実施するなど、適切に維持管理する必要がある旨を記載しています。

また、第4段落には 広告物の色彩デジタルサイネージ等の新たな広告媒体に対する配慮を求める旨を記載しています。大規模な屋外広告物に関する配慮事項として、現行計画では、広告物に対する配慮について、1つ目ポツの、建築物や周辺景観に調和するよう、全体として良質な意匠となるよう工夫する、だけを記載しておりました。

今回新たに2つ目ポツ以下に、広告物の掲出位置やデザイン等、統一感を図ること、沿道

への掲出をできる限り控えること、照明などについて明るさを抑えて過剰な点滅を控えるよう努めること、点検のしやすさ等を考慮した安全性に配慮した設計とすることなどを追記しています。

続きまして、改正点⑥その他の3点目、住民主体の景観形成の取組において、周知啓発等の観点を充実する、としていた点について、ご説明します。同じく、詳細は8ページをご覧ください。現行計画においても、「自主的な景観形成活動の促進」と「景観形成を先導する担い手の育成」について記載していますが、より景観施策の認知度を上げて興味を持って活動等に取り組んでもらうことを目標に、まず「景観形成を先導する担い手の育成」をして、それが「自主的な景観形成活動の促進」につながるという流れを重視した構成とし、またそれぞれにおいて取り組む内容を分かりやすく表記した修正をしています。

以上で説明を終わります。

○下村会長

はい。ありがとうございます。御説明いただいた、特に赤字で書かれておられる改正点といますか、今回、追記されているところが多々見受けられます。前回の御質問の御回答も含めて、全体通して何か御質問があれば、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○花田委員

よろしいでしょうか。

○下村会長

はい、どうぞ。

○花田委員

はい、説明ありがとうございます。具体的に条件をこう記述していただいたので、すごく読む方にも分かりやすくなったというふうに思います。それで、景観というのは、例えば、今、広告物のことが出ていますが、広告を出す側は目立ちたいという気持ちがあると思います。一方で、景観という点でいうと、周囲に溶け込んでほしい、なじんでほしいという、その2つが、ともすると対立しがちなので、こういうことになる、こういうものをつくっていくということになると思うんですが、御説明するときに、建物とか景観というのは外部性がございますよね。だから、結局、全体に調和の取れたものにしていったら、結局、個々にとってもよいことになるということ、1つだけ目立つのは、むしろ全体の調和から考えると価値を下げるということで、バランスを取ってもらうことが、結局、個にとってもよいんだというようなことが分かっていたけるといいかなと思いました。だから、それを理解していただくような窓口での説明なのでしょうか、何かそういうことをしていただくと、ここに、この地域に建てるということは、そういう責任もあるんだということ、行為者に理解していただけるといいかなと思いますので、その辺りのまた御指導をよろしくお願いしたいと思

います。以上です。

○下村会長

はい。ありがとうございます。事務局、よろしいですか。窓口対応の中でのお願い事項かと思えます。で、景観形成基準というのは、ある一定こう守っていただきたい基準が書かれているわけですが、それはなぜかということを読みますと、やはり地域ごとの将来の景観の在り方というのを、やはり窓口も含めて、堺市がどう考えてるかというふうなところが全て関連してくるかと思えます。ですので、それを守っていくために最低の景観形成基準があるわけですが、先生おっしゃるように、やはりどういうまちなみを残したいのか、もしくは新たに新しくついでいきたいのかというところがしっかりと申請者に御理解いただく、そのためにはしっかりとその地域の景観づくりの在り方、景観まちづくり系の目標と申しますか、それがしっかりと提示できるようなことになってると、堺市としては、この町はこういうふうな地域づくり、まちづくりをしたい、そのための基準なので守ってくださいと、特に目立つようなことではなくて、なじませていただきたい、そういう説明に持っていただけるような景観計画であってほしいというふうな御意見かと思えますので、その辺りはしっかりと事務局、御対応いただけたらというふうに私も思います。

事務局、何かありますか。よろしいですか。

○都市景観室主幹（大石）

はい。御意見ありがとうございます。窓口の中で、事業者さんとお話ししていく中で、今、花田委員がおっしゃられた広告物については、もうもちろん目立ちたいというのが第一になってくる場所なんですけども、我々としては、基準とか周辺の状況を見て協議していく中で、おっしゃるように、例えばなんですけども、ここはこういう色を使ってくださいということだけを押しつけるのではなくて、例えばその文字が多ければ、集約したほうがすっきりして見やすいですよといったような形で提案するなどしていきながら、よりいいものとなるよう、周辺の状況を見て協議していきたいと考えております。

ありがとうございます。

○下村会長

はい。ありがとうございます。個別対応については、特に大規模に関わるような話については、またアドバイザー制度を有効活用されながら、設計者やオーナーさんやという方々との合意形成も必要になってくる場面も多々出てくるかと思えますので、その辺り、窓口プラス、そういう対応をお願いできたらというふうに思います。ありがとうございます。ほかいかがでしょう。はい。どうぞ。

○西川委員

前回ちょっと入院で休ませていただきまして、びっくりするぐらい進んで、こんなに出来上がってるだと、ちょっと戸惑っております。ちょっと1つだけ。内容に関しては、委員

の皆さんから出た意見がしっかりとまとめていただいているなという感想でした。質問なんです、8ページ、4段落目、左上の、屋外広告物と景観の4段落目。今後は良好な景観の形成に向けて広告物の色彩やデジタルサイネージ等に対する配慮を求めますという部分の、このデジタルサイネージ等に対する配慮を求めるというのは、今後どんどん増えてくると思われませんが、どういう配慮を求めるつもりなのでしょうか。

○下村会長

はい。事務局、よろしくお願いします。

○都市景観室主幹（大石）

はい。広告物の中でも、デジタルサイネージにつきましては、にぎわいを演出する一面がある一方、やはり音とか光の点滅などによって周辺に与える影響も大きいということから、今後、ちょっと広告物に関する、誘導していきたいということもあって、ガイドラインの検討を考えてまして、色とか、あと音量とかにつきましては、ある程度目安というのをエリアごとに示しながら、あまりにも目立ったりしないように、今後、配慮を求めていきたいなど思っているところです。以上です。

○下村会長

よろしいですか。ちょっと具体的にということをもうちょっと聞かれてたようには思うんですが、西川委員、いかがでしょうか。

○西川委員

ありがとうございます。まだ全然基準がない中で、これからというところだと思いますが、ここの規制を強くし過ぎると、逆に民間投資の誘導が図れないという一面もあります。花田委員もおっしゃっていたことだと思いますので、周辺の自治体なんかもしっかりと勘案しながら、そういったことのないようにだけお願いしたいと思います。以上です。

○下村会長

はい。ありがとうございます。サイネージの課題というのは、これ、まだまだいろいろ検討の余地もあろうかというふうに思いますので、具体的な話については、また事務局で御検討いただけたらと思います。ほか、いかがでしょう。はい、どうぞ。

○天野委員

7ページ。7ページのC1-3、屋外附帯施設（駐車場、駐輪場、ごみ置き場、受水槽など）と、こう書いてあります。で、右のほう見てみますと、屋外附帯施設は、できるだけ通りから目立たないように配慮する。または植栽により目立たないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮すると、こう書いてあるんですけどね、具体的にどうするんですか。私の住んでるエリアでは、まずこんなことやってません。ということは、先ほど西川委員から御質問があったように、全てお金がかかるんです。そういうことを言うたときに、じゃあ堺市はそういう補助を出すんですか。そういうところまで考えておかないと、何ぼ文

言だけは先走りしてもついてこないと思うんです。それについてどう思われますか。回答してください。

○下村会長

はい。事務局、お願いいたします。

○事務局（仲村）

はい。屋外附帯施設についての文言につきましては、今現在も記載しているところになりまして、通りから目立たないような配置にしてくださいというところは、今現在もちょっと事前協議の中で言わせていただいています。で、その目立たない配置というところで、その工夫として植栽をちょっと前に持ってきていただいたり、扉をつけていただいたりとか、そういったところを意見していて。そのなぜしないといけないかというところも御説明した上で対応していただいている事例が多いと感じております。

○天野委員

いや、それは答えになってませんよ。私の申し上げてるのは、現在そういうことを。それじゃあ植栽を植え込むにしても、その場所に植えられるんかどうか。現場によって全然違いますよね。そういう状況の中でね、当然お金がかかることです。そのお金について、どう考えてるんですか。それを教えてください。

○下村会長

事務局どうですか、補助金はないんですが。

○事務局（仲村）

そうですね。植栽につきましては、ほかのところ、敷地の中で植えないといけない植栽率というのがあると思うので、そちらのところを回していただいてというところを協議させていただいています。こういうところを隠さないといけないというところにつきましては、やっぱり建物の価値、先ほど花田委員からもあったんですけども、通りとしてそういったところが見えてくると、雑然としたまちなみになってくるというところの基準でつくっておりますので、そちらのほうをちょっと、まあお金がかかってくるところではあるんですけども、お互い、市民、事業者、協力して、行政ともにやっていただきたいというところで、ちょっと協議させていただいております。

○天野委員

違う。分かりますよ。おっしゃってること分かります。私の質問に教えてくださいよ。予算的に組んでできるんですか。言うのは簡単ですよ。でも実際やるとなると大変ですよ、これは。そういうことはどこまで進んでるんですか。ただ、文言では確かにこう書いています。

○下村会長

景観形成基準の対象物件の話と既存物件との関係の中で、少し事務局、説明いただけますか。今の大規模敷地に緑化をするということがないという現状を今お話しされているわけで

すよね。大規模物件じゃなくて、まちなかの中で、こういうふうなごみ置き場の前に樹木がないと。ですので、今回の対象としているところがどういうところなのかということも踏まえて、少しお話しいただけるといいかなと思います、いかがでしょう。

○天野委員

例えばね、新しい物件をつくる時には、そういう基準にのっとって、いわゆる建設局のほうから指導していけばいいと思うんです。でも、既設の物件、これについては今申し上げたように全てお金がつかまっています。それについてどう考えておられるんですか。その答え全然ないですね。部長、どうなんですか。

○下村会長

今回の景観計画の、もう少し、分かりやすく既存物件なのか、新規物件なのかを明確にしながら、事務局、きっちり御説明いただけますでしょうか。

○都市計画部長（羽間）

今回ね、御説明させていただいていますのは、建築物が高さ15メートルを超える建物、階数が6階建て以上の建物、それから延べ面積が3,000平米を超える建物の新築を対象にして、今、説明させていただいたような屋外、屋上の附帯設備等の配慮をしてくださいというふうにしていますので、既存建物についてはちょっと今回の対象ではないということでございます。

○天野委員

既存の建物のほうが多いんじゃないですか。ね。一遍、私のエリアへ来てくださいよ。マンションだらけです。ほとんどのマンションがこんなん適応されてませんよ。で、それはもう仕方ないなという答えですか、今のは。新築のときは指導していきますよ。

指導にしてもね、なかなか最初の設計の段階から入っていかないと難しいですよ。ある程度進んでいってから、いや、これはこうしてほしいんだってできませんから。そこまでの権限があるんですか、堺市には。

○都市景観室長（池田）

ですから、既存の建物についてということなんですけれども、既存の建物もいわゆる更新の時期というのが必ず出てきます。壁の色を塗り替えるであったりとか、そのときに私どものほうに申請を、大規模なものについては来ていただかないといけないということにもなっていますので、その際に、その辺りの緑化のところとかも併せてちょっとお話しはできるのかなと。だから、更新の際まで、そのままということではあるんですけれども、それは誘導していくような形でさせていただきます。

○天野委員

もうこれ以上言いません。言うても仕方がないし、言いませんけども、もう少し具体的な話をしとかなないと、ここに書く以上は責任持ってくださいよ。いや、書いたよ。でも、今は

できへんねやと、それやったらあまり意味ないじゃないですか。こんだけ検討して、みんながこんだけ集まって、何してるんですか。終わります。

○下村会長

はい。ありがとうございます。現況のまちなみを修正していく、良くしていくというやり方と、これは都市全体を考えると非常に重要な話ではあります。いろんなところからやらないと、社会の中の市街化区域内全部見直して、全部指導していくかというところの、まあ市ができる範囲というのは今のところ、そういう条例ないので、どうしても今後つくっていただく、もしくは更新して、されるときに、こういう景観の面からまちなみを良くする、保全する、美しさだけじゃなくて、落ち着きを守る、いろんなことをこれから、今もそうでした、今までもそうでしたけど、新しい、特に先ほど、15メートル、3,000平米等々、大規模に関わるものだけしかできないわけですが、そういう基準をここに書いてあるということなので、ある一定の限界性はあるんですが、ここに書いてある新しいものに関しては、こういう指導をこれからやっていくというふうな意思表示でもあるかと思いますので、大きな話と、今回、景観の見直しの中でやれる範囲というのは、やはり少し違う点もしっかりと認識しとく必要があるかというふうには思いますので。

今の御質問に関して、なかなか既存物件までは今回の中では触れないですよ。というふうなことになるかと思えますし、新しい敷地を建てる、何か建物建てたり、修繕したり、いわゆる見直ししたりするときにも、絶対これをやれということではなくて、やはり景観というのは、一応、命令もできるんですが、今のところお願い事項でも結構多いものですから、この辺は地主さんやとか、設計者の方やクライアントの方等々とのすり合わせをしながら、いい街を少しでもつくっていくという形での、これはもうどこの市でもそれぐらい、それしかできないというような状況でありますので、その点を見据えて、この辺の文言を少し御確認いただけたらというふうには思います。そういう形で、事務局、よろしいですか。はい。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。はい、どうぞ。

○松本委員

屋外広告物の件なんですけど、適正な掲出に向けて周知啓発進めていきたいということで、右側には捉え方、考え方って書いてあるんですけど、私、屋外広告物の業をしてるんですけども、まず事業主さんは、いろんな屋外広告物を出すときに、まず一番初めに、デザイナーにお願いするんですね。そのときには、何を考えてデザイナーはそれを考えていくかという、その会社、企業のいろんなことを考えてるわけですね、何業であるとか。そこで、本来ならば、その事業主が、さっき会長言いましたけれども、堺市のこういう景観のね、方針というのがありますから、こういうものを含めて、一緒に先生考えてくださいねという話があればいいんですけども、そういうことはまずないです。ないですね。出来上がった、

そのデザインというのは、そういうことは、景観のことにしましては、条例的に違反だろうかというところは一応考えてるんですけども、先ほど言ったような、堺市が考えてるような景観の方針というのはほとんど入ってない。で、色合いがどうのこうのとか出てくるわけですけど。

自分たち業者は、それを持って屋外広告物の申請に行くんですけども、そこで何をするかという、いや、これは色が駄目ですとか、これは大きさが駄目ですとか、これは点滅がきつから駄目ですとか、そういうやり取りをして、それをまた持って帰って、事業主にそれ説明するわけですね。結局、そこで何だかんだといろんな話合いがあって、協議があって、まあようやく、じゃあこれでやりましょとか、あるいは事業主によっては、もういいから適当にやってくれとか、適当というのはうまいこと進めてくれとかという企業の中にはあるわけですけども。

だから一番初めに、やはりそこ、周知啓発というのは、とにかくその事業主の方々が、堺市はこういう方針があるので、これを踏まえてデザインやっってくださいねというような、そういうような周知というかね、やっていただければいいかなと思います。前回も言いましたが、京都なんかはそういうことは徹底しますんで、すごくやりやすいんですけどね。

もう一つ、ここに未申請って書いてあるんですけども、自分たちが屋外広告物の申請に行きます。でも、中には、2回、3回行って、もうやめたという業者もいてるんですね。何でやめたのかというと、もう邪魔くさいって言うんですよ。ああでもない、こうでもない、書類をこうしなさい、ああしなさい。特に堺市はね、特にずれがあるんですよ。アドバイス会議を月2回ですか、今、ありますしね。そしたら、どんどん建築が進んでいく、納期がなくなっていく、でもデザインはまだ決まらない、屋外広告物の許可も出ないということで、業者はやきもきするわけですけど。で、後でその仲間といいましょうか、事業者に聞いたら、いや、もうやめた。やめてどうすんのって、いや、もうほっといても大丈夫みたいよ、みたいなことも多いんでね。この申請の形もね、もうちょっとこう簡素化できたら、もっといいのになって、いつも思います。以上です。

○下村会長

はい。ありがとうございます。基準のみならず、周知の方法の徹底化並びに手続の簡素化、そういう御意見が、2点ぐらい出てるかと思いますが、この辺り、事務局、どうでしょう。

○都市景観室主幹（大石）

はい。手続、周知啓発についてなんですけども、建物を建てる際に、建築確認出すことがあると思うんですが、その際に、屋外広告物の手続も必要ですよというようなことは周知してるんですけども、先ほど御意見いただいたように、そもそも市としてどういうものを求めているかということを経営主さんに説明して理解していただくということがないから、事業者は好きにされるといふ点については、ちょっと頭の中に入れて、今後、周知啓発の方法

を考えていきたいなあと思います。

2点目の申請の手続が煩雑であるという点についてなんですけども、堺市のほうで、よく煩雑と言われる点に、更新手続をしていただくときに構造図とかを求めるといふ点があると、それが大変だということは実際に御意見としては聞いているところです。これにつきまして、構造図を2度目、申請のときに出してるのに何で更新のときに再度出すかというところもあるんですけども、やはり現時点では、ちゃんとこう構造図も含めて申請者さんのほうで書類を適切に管理していただくことによって、安全面とかいうところの確認にもつながると考えてまして、当初取った許可の後に、もう書類が紛失してしまうという事例とかもありますので、そういうのを防ぐという観点から、3年ごとに1回の際にきちんと整理してもらってるという目的も今あるんですが。ただ、御意見としてそういう意見をよく聞いているところです。その辺り、安全性の担保という点も踏まえまして、どういう形で簡素化できるかということについては、今後、検討していく必要があるかなど。それがひいては申請者の行動につながっていくということであれば、検討していくというのは重要であると考えております。

○下村会長

はい。ありがとうございます。非常に大事な点、御指摘いただいているかと思えます。景観計画の中では、企画の、いわゆる形状並びに質的なところのこういう基準を定めておるんですが、先ほど委員から御質問がありましたように、手続の話や事業者さんの御理解と、それから申請をやっていただく屋外広告物の関連業者の方々への周知、事業者さんと同時に、まあ両方要ると思うんですよね。ですから、チラシ配って見といてくださいねというのはちょっと大変なんかもしれないんですが、そういう、いわゆる看板書いていただいている業者さんや、屋外広告物関連の事業者さんにも周知頂いたらというふうな御意見も含んでおられたかと思えますので、その辺りは、また別途、御検討いただけたらと思います。よろしく願います。

はい。ありがとうございます。全般的な御質問いただいておりますわけなんですけど、少し、この環濠を今回重点に置こうかという、環濠地域の今回修正や深掘りがありました。この辺り御確認いただいて、特に御質問、御意見ございませんでしょうか。

寺地先生、何かお話があるかということですが。

○寺地委員

環濠の話ではないんですけど、建築計画の7ページですかね。今回、外壁の色彩、ベースカラー、サブカラー、あるいはアクセントカラーみたいなのはこうしてレギュレーションをつくってるんですけど、その上に外壁の材料は光の反射によるまぶしさに配慮するという言い方をしてくくってるんですけど、この書き方って何か外壁面は、例えば玄関があつて凸窓があるみたいなものだけを何か示しているように見える。例えばですよ、全てガラス張りの

建物、最近いっぱいありますよね。それはどうやってこれ、コントロールするのかなというのが抜けてるような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○下村会長

事務局、いかがですか。

○事務局（仲村主査）

すみません。ガラスにつきましては、実際に申請で上がってくるところも、ときもあるんですけど、そのときには、反射、ミラー素材を使われてる場合は、やっぱりまぶしさがあるので、その素材はちょっと配慮していただきたいというところで協議はしております。

ただ、一般的な反射材を用いない単なるガラスですね、そちらにつきましては、特にこの色彩基準としては影響がないというところで、受け付けているところであります。

○寺地委員

結構、今、サッシの技術がよくなって、全部ガラス張りにする建物がありますよね。それに対してこのベースカラーとかいうのはもう議論にはならない。まぶしさ、まぶさない、じゃないだけの判断で終わりってことになりますか。ガラスも、青いガラスもあったり、グリーンガラスもあったりいろいろあるじゃないですか。それはこの色彩でコントロールできるのかなとかいうと、ちょっと私は抜け落ちてるんじゃないかなって気がするんですけど。

○事務局（仲村主査）

そういう色ガラスにつきましては、その1つ上のルーバーや建具、ガラス、建築設備等についてはというところで、外壁としてみなす場合がありますよというところを書かせていただいてまして。

○寺地委員

ただそれはサブカラーかアクセントカラーとみなすですよ。でも、ほぼ面積が全部ガラスのやつは、それはサブでもアクセントでもなくてベースですよ。

○事務局（仲村主査）

そうですね。そういう場合は、やっぱり一番大きな素材が何かというところで、色ガラスを使っていると、それがベースカラーになり得る場合もあるとは思っております。

○寺地委員

そうすると、上記以外で判断するってことですか。明度6、彩度2以下の枠組みで、このガラスの色相というのを判断していくってことですか。

○事務局（仲村主査）

そうですね。例えば色ガラスですと、黒っぽいのですと、大体N5とかというところで申請いただいておりますので、そちらを使われるのであればN5になるので、ベースカラーとしては使えないよという指導になるところになります。

○寺地委員

はい。じゃあ、まあ、これで網羅できてるのであれば。はい。もう一点ですね、これ、外壁だけなんですけど、最近、屋根の反射に対する公害というのかな、結構多いんですけど、これは何か漏れてるような気がするんですけど。ステンレスの屋根をかけて、それが斜めになって反射して。で、高層マンションの上にかんかん光が当たって。で、これ光の公害だということで、結構、裁判になった事例って出てきてると思うんですが、それは何か抜けてないでしょうか。

○事務局（仲村主査）

そうですね。百舌鳥のほうでは、屋根については、低明度、低彩度という記載はあるんですけど、確かに大規模のほうになりますと、その文言というのは抜けてるところがありますので、検討させていただきたいと思います。

○下村会長

はい。御質問、御意見ありがとうございます。事務局で御検討されるということですので、お願いしたいと思います。

○下村会長

これ、検討事項でいいですか、屋根の素材。

○事務局（仲村主査）

はい。

○下村会長

はい、分かりました。はい、どうぞ。

○寺地委員

ちょっと、細かいことなんですけど、例えば5ページの、赤で書いていただいている、両方も右も左も下に、にぎわいを演出するとか、水辺空間を演出とかですね、幾つか演出という言葉が出るんですけど、演出って、私は何か後づけでデコレーションするようなことが演出じゃないかなと思うと、何かこの演出という書き方をするのって本当に正しいのかなと思ったりするんですけど、いかがでしょうか。

○下村会長

何か代替え案お持ちですか、先生。演出やったらこんな。

○寺地委員

いや、例えば創出という言い方になると。

○下村会長

創出ね、はいはい。

○寺地委員

建築家だったら創出しましたって言うんですけど、演出しろって言われてもなって、設計者は思ったりしないかなと思ひまして。

○下村会長

はい。後々演出して、はい、それがなじんでくる。だからもう少し、いつきの作業としては創出のほうがいいんじゃないかなというような御意見です。これ、創出のほうがいいん違いますかね。事務局、いかがでしょう。

○事務局（仲村主査）

そうですね。演出ではなく創出のほうがこの考え方としてはふさわしいのかなと思いますので、そうさせていただきますと思います。

○寺地委員

はい。

○下村会長

ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、今回、今までは御存じのとおり、世界遺産登録、これ古墳時代の登録によってゾーンを決めたりして景観形成基準をちょっと強めにしたり、そういうことを堺市やってきました。

今回は、その重点地区として、中世のそういう環濠、これが特記して提案されてるというのが、特に大きな新たな観点、視点かというふうに理解してございます。それで前回もいろいろ、その環濠地域内での景観の在り方について御意見を賜って、今回修正案が出てまいりました。それに関連したことで結構でございますし、特に環濠、今日、ほぼほぼ御意見、できたらいただきたいと思っておりますが、この環濠の景観形成基準も含めて、環濠のまちのありよう、この辺りについて何か御意見があれば、ここもお聞きしておきたいというふうに思っております。

全般的な御意見でも結構でございますし、特にこの環濠の大道筋、大小路、このクロスするこの辺りの中世のちょうど堺の自治都市、この辺りの町のありようですね、景観のありよう、これをしっかりやっていくというのが、今回、堺市がめざされてる重要な1つでもあるかというふうに認識してございます。

前回も御意見いただいておりますので、その、今回、事務局報告がありました修正を御確認いただきながら、もし関連する事項があれば、ぜひ今日お聞きしておきたいというふうに思っております。はい、どうぞ。

○小野委員

環濠のことに関するかどうかはあれなんですけども、5ページの右ページのB-2ですかね、まちかど（交差部）の空間、景観形成ということで、2つ目の事項のところ、まちかどでは植栽の充実を図り、ゆとりと潤いのある空間を創出する。特に、大小路筋や大道筋における多くの人が行き交う交差部では、積極的に滞留空間の形成に努めるということで、赤字でここは書いてあるんですが、植栽の充実を図るとというのが後半の文章にかかってくるかなと思うんですけど、滞留空間の形成に努めることにこれはつながるのでしょうかという

ことが1つと。

そのB-3ですか、その下の3項目めなんですけど、大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力を牽引する魅力あるまちなみ形成に寄与するよう、質の高いデザインに努めるということが書いてあるんですけど、この質の高いデザインとは何でしょうかということを確認したいです。

○下村会長

はい。事務局、2点、今、御質問がございましたが、いかがでしょう。緑化の話と空間を生み出すという話、これの関連性も含めて御説明いただきたい。それから、このクロスするところですね、大道筋と大小路の関係の中で、質の高いというのは、どういう方向性を意図されているのでしょうか。

2つ御質問があったかと思いますが、この辺り、いかがでしょう。

○事務局（仲村主査）

はい。1つ目、まちかどにつきましては、大小路、大道筋だけではなくて、各このエリアの道路におけるまちかどについて一般的な文言で、こちら大規模な、大規模の基準でも書いている部分になりますので、一般的なところで、そういったところには植栽とかというところで、ゆとりと潤いの空間を創出してくださいねという記述にしてまして。特に大小路、大道筋の交差点につきましては、滞留空間の形成に努めるというところを書いてまして、これは植栽の充実が滞留空間という意味合いではちょっと書いておりませんで、空間としてベンチを置いたりとか、そういったところにつながるような滞留空間の形成を、その土地を持つての方はちょっと努めていただけたらなというところを書いております。で、その下の質の高いデザインに努めるにつきましては、こちら、大道筋、大小路筋というのはウォーカブルな空間というところで都市、堺市として目指しているところでありますので、歩いていて楽しいというところにつながるデザイン性の高い建物で、見ながら歩いたりとかというところにつながるような意味合いで、ちょっと楽しい、魅力あるデザインというところで書かせていただいています。

○下村会長

はい。ありがとうございます。この質のほうなんですけど、これ地域をしているというのは、これ中世の町が、今回、歴史的といいますか、というところね、その町中のウォーカブルで歩いて楽しいというところ、この辺りのデザインイメージがこう統一できるかというところ、この辺りはね、窓口的にしっかりと対応できるようなほうがうまいかと思うんですよね。

大小路通りというのはご存知のとおり、やはり堺市を、何ていうんですかね、代表するようなメインストリートであるので、その辺の都市的イメージと、その旧環濠地域の中でのイメージ。この辺りがうまくリンクしてくようなデザイン誘導をなされるのか、いやいや、空

地を置いて、都市的デザインで、非常にすっきりとした都市デザインをこう展開していく場所なのか、この辺りは案件によって大分違ってくる可能性が出てくるんですよね。この辺は、せやから、ちょっと統一できるようなことを市としてもやっぱり持っといたほうがうまいと思うんですよね。

一方で、歴史的な建物、家屋を、保全、保存しながら町の歴史性を醸し出している。一方で、都市軸がクロスするところでもありますので、その辺りはしっかりと都市的イメージを創出するようなデザインにしていく。これ、若干こう、ちょっとニュアンス変わってくるかと思しますので、その辺りの整理がどっかで必要になってくるかなと私も思いますので、ちょっとその辺り、御意見あればお願いしたいと思いますが。

はい。追加質問ですかね。

○小野委員

追加というか、B-2のほうの先ほどのお答えですとね、その前段のその空間の植栽の充実というように、特にとすることで後半出てくるので、植栽のことを僕は言うてるのかなと思ってたんですね。もし違うのであれば、記載をちょっと変えないといけないんじゃないかなと思った次第でございます。そういうことですよ、軸は。

○下村会長

はい。ありがとうございます。段落変えるとか、ちょっと緑化の話と分けて書いたほうが分かりやすいんじゃないかなと思いますので、ああ、まだ追加。すみません。

○小野委員

ごめんなさい。で、もう一点の、先ほどのB-3のところの質の高いデザインに努めるということがちょっと曖昧過ぎて。例えばその会長がおっしゃったように、環濠の多分コンセプトというのがあるので、そういったところをもう少し付け加えて記載したほうがより分かりやすいんじゃないかなと思った次第です。

○下村会長

はい。ちょっと修正というか、追記も含めて、今、御意見いただきましたが、これ、事務局、対応について、いかがいたしましょう。

○事務局（仲村主査）

はい。おっしゃるとおりですので、また、こちらについても修正を考えて検討していきたいと思います。

○下村会長

はい。これも継続的に、ちょっと事務局のほうで御検討いただくということで、よろしいですね。はい。ありがとうございます。ほか、何か御意見があればお願いいたします。

○寺地委員

今のところに絡めてですね、B-2で、植栽の充実をして、滞留空間をつくるのがよしと

いうふうに何かこう決めつけてるのをすごく感じるんですけど、本当にこういう表現をしちゃっていいのかなというような危惧が少しあります。

例えば、角地を、わざと滞留空間を空けずに全部ガラス張りにして、そこで例えば小劇場みたいな空間を見せて、で、まちなみを活気づかせる手法なんかあると思うんですね。でも、そういうことよりは、まちなみの角は空けて、緑を植えてねって言うってしまうのって、何かこう可能性を少し狭めてるような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○下村会長

はい。ありがとうございます。ほかで指導してるような接道部分には緑化を施すというふうな、大規模で書かれてる内容、こういった案件を、今、委員おっしゃるように、やはりその場に則したようなデザインもあるので、これ緑化を特記して書く必要までないんじゃないか、中世のまちなみの町家の前に緑ってのはあんまり植わってないときもあるわけですよ、通り景観で言うと。ですので、こう中世のイメージ出したり、メインストリートとしての都市住民にとっての緑地空間の重要性は、この辺り、両方にこう選択できるようなイメージのほうがいいんじゃないですかというような御意見かと思imasので、この辺り、事務局、どうでしょう、表記の方法も含めて、対応策をいただけたらと思imasですが、どうでしょう。

○事務局（仲村主査）

はい。その1つ目に対して、まちかどに位置する建築物についてはというところで、ちょっとばくっと書いているような観点で書いたほうがいいのかと思imasので、こちらも含めて、先ほどの意見と併せて、ちょっと良い表現がないか考えたいと思imas。

○下村会長

はい。寺地先生のお話、結構、今後の大小路通りの在り方なんかにも非常に関わってくる話だというふうに思imasので、先ほど申し上げたように、やはり都市軸と、こういうふうな歴史軸とのクロスするようなポイント、この辺のイメージをやっぱり、ある一定こう共有していくような話も必要じゃないかなということにつながるというふうにも思imas。

事務局、御検討いただけるということで、お願いしたいと思imas。

○中嶋副会長

まず、今のことについてなんですが、すごくいいデザインとか、いい御提案がある場合は、そういうものをお認めするというのはすごくいいことだと思imasですが、一般的になかなかそういういい事業を持ってきていただけないときに、やっぱり一定担保するという意味でこういう植栽とか、あるいはちょっと公共的なポケットパーク的なものが最低基準としてあるというのはあってもいいのかなと私としては思imas。その代わりに、そういういい提案があったときに、それを市として許可できるという、それが一番いいのではないかなと私としては思imas。基準、まあ基準なので、あくまで基準として捉えるならば、いい提案があれば積極的に、何かそういう書き方ができるのかどうかということもあるかと思imas。

先ほど、ちょっと京都の話が出ていましたけれども、京都は非常に景観の基準厳しゅうございますが、その代わり除外を設けています。いい提案であったり、協議の結果、認めていいであろうということを審議会に諮って基準を外すということはやっていて。だから、むしろ、委員会は基準が外れるものについてどう考えるかということだけを、まあもちろん改定の議論というのがありますけれども、を主な仕事にしているのが京都になります。それが今のことについてです。

あと、同じ環濠都市地域のお話ですけれども、今回その割と明確に領域図ですね、4ページの左側の地図で、かなりこう真つすぐ線引きをされていて、何でしょう、歴史が集積するとか、幹線道路の沿道、まあこれは分かりやすいんですけども、住宅とかですね、ライン上のものは分かりやすいんですが、面であるところを明確にこう線を引いてしまったことによって、何かこう曖昧さみたいなものが、どこで受け止めることができるのかというのが少し疑問に思いました。

というのは、5ページの基準のところ、右側のところが主なんですけれども、例えば、その、B-1の赤字の2行目とかには、町家が点在する北部とか、社寺が点在する東部、南部、紀州街道はこういう低層のまちなみに配慮するというんですが、これがどこを指すのかというのが、この茶色く塗られたところを指すんじゃなくて、この、だから要するに、その何か事業があったときに、この地域がこのエリアに、この文言に合うのかどうかというのが、本当にこう窓口で判断できるのかということがすごく気になっています。

それ、例えばB-3のところ、一番最後のところも、北部地域は町家などの歴史的建造物に配慮した通り形成に努めるという、この北部地域というの、何を指すのか、どこを指すのかというのは、これ、どうやって窓口で御指導する。それ、一番下のC1-2とかにもあるんですけども、気になりました。

で、これまでの景観形成のガイドラインのほうの、ちょっとたまたまガイドラインのほう見てただけなんですけれども、マップでは割とぼんやりとエリアが色づけされていて、それが今回かなりこう精査された結果、きちっと線引きされてしまってるんですが、この辺が本当にちゃんと窓口の方と業者さんの理解というのが合致していくものかなというのがちょっと不安になりました。それが意見というか、どうされるのか、どういうふうに考えてらっしゃるのかというのを教えていただければと思います。

○下村会長

事務局、いかがでしょう。結構、重要な景観形成基準を考えていくときのこの環濠地区内、地域内での細分化したゾーニングの話にもつながってくる、町のイメージにもつながってくる大事な御指摘だと思いますので、この辺り、事務局、いかがでしょう。

○事務局（仲村主査）

その4ページの歴史的なまちなみが集積する景観というところで、茶色く塗っているところ

ろの内訳が、ちょっとその北部地区でしたり、東部とか南部の寺町、寺社が集まっているエリアというところの意味合いでちょっと色塗ってるんですけども、そこがちょっと分かりにくいのはおっしゃられたとおりですので、ちょっと表現は、表記といたしますか、エリアの表し方というのはちょっと検討すべき内容かなと思います。

このエリアが何に基づいて塗ってるかというところにつきましては、現状のエリア、建物の配置等から集積しているエリアとして、一応線引きしているところではあります。ただ、景観というのは、やっぱり周辺との調和というところを一番大きくやっていくところだと思いますので、このエリアの中でも全く特性として外れているような、周辺に全くそういうところがない中で、この例えば茶色だから絶対歴史的な配慮しないといけないかというところ、そこはもう実際に現地の写真を見たりとかしながら、協議の中で進めていくのかなというところでもあります。

○下村会長

はい。ありがとうございます。

ですから、この4ページの環濠地域を指定されてる図面。これは主に景観のほうで分類した現況図だという理解を、まず、これ共有しとかなないと駄目かなというふうに思います。

で、その次の5ページに書いてある、この景観形成基準については、全域一律でいくわけですよね、この景観形成地域の中を。ですので、今、現行が住宅関連の景観が形成されているのでどうこうだというふうな話というゾーニングではないという理解で、事務局、よろしいですか。現況こうなってるということで、で、歴史的な環濠地域のイメージを形成するための基準が、その5ページ目に書いてある基準だと、そんな理解でよろしいですかね。

ということで、住宅地と歴史的なものが残ってる所と、沿線と、というのが、今、これをこのまま踏襲してくというイメージ図じゃないという理解でいいんですかね、逆に言うと。これ、現況図だという理解で。

○事務局（仲村主査）

あ、そうですね。現況図に近い。

○下村会長

近いですね。

○事務局（仲村主査）

現況図に、はい、近いです。ただ、これを崩していいかというところ、そうではないので、基準として、ちょっと細かく定めてるところになります。

○中嶋副会長

この要するに窓口で困られないとか、事業される方が困られないか。例えば、町家が点在する北部ですけど、町家の隣とか、2軒隣とかだったらいいんですけども、どの辺りまでのことを、その基準の範囲に入ってくるのかということがなかなか難しいんじゃないかと

いう危惧です。

で、4ページの地図も、ここまで、そのきっちりと線で引く必要があるのかどうかというのも少し疑問ではあったとは思いますが、現況とは言えですね。もう茶色であっても、まちなみが残ってないところもあるというふうに伺ったりしていますので、ちょっとその関係が分かりにくいかなというふうに思いました。その窓口の対応とかも含めですね。はい。

○下村会長

はい。今、中嶋先生からお話があるように、明確にゾーンでこれ、もうちょっと具体的に言うと、これ、線で敷地まで見えてしまうので、この辺りを少しく点々点の楕円とか丸とかでゾーンイメージを区切って、ちょっともう少しぼかしといたほうがという御意見につながるのではないかなという気もいたします。

○中嶋副会長

だから、この図だけ見ると、この色分けで何か基準が違うのかというふうな印象は受けるかとは思いました。それなのに、文言ほうが北部とかお寺の周辺みたいな書き方をしているので、整合性というのがちょっと取りにくいのかなと思ったりして。

○下村会長

北部地域という、ここに点々点々って丸書いて、住宅地域、沿道地域ぐらいの、ちょっとぼかしたぐらいのゾーニング図でいい、のほうが、ちょっと勘違い起らないのではないかなというふうな御意見につながるかなというふうに思います。まあグラデーションかけておけばいいんでしょうけど。

○中嶋副会長

ただ、なかなか北部とか東部を囲うの難しいんですよね。だから、ちょっとそこが多分悩ましいところなのかなというふうに思います。はい。

○下村会長

これもちょっと事務局、御検討いただくということで、よろしいでしょうか。

○事務局（仲村主査）

はい。

○下村会長

じゃあ、これも少し御検討いただくということで、お願いしたいと思います。はい。ほかいかがですか。はい、どうぞ。

○西川委員

先ほど寺地委員から御指摘がありました、5ページの右側のB-2の下の段落の、積極的に滞留空間の形成に努めるというこの部分についてなんですけど、多分、大小路駅のあのS MIプロジェクトの滞留、あそこに人にぎわうような地域にしていくと、そういった市長の思いが多分に入った文章のように私は印象を受けております。このままいくと、この文章が

ちょっと変わって、別の意味に変わっていくんじゃないかという危惧もちょっと思ってるんですが、これはそのSMIプロジェクトも含めたような文言ということなんですかね。

○事務局（仲村主査）

はい、そうです。なので、この文言の多分一番分りにくかったのが、接続詞、特にとかという、そういうところが一番大きな悪いところかなと思いますので、文言を大きく変えるというよりは、ちょっと体裁を整えるという方向で、この文章は考えたいと思います。

○西川委員

ありがとうございます。

○下村会長

はい。ありがとうございます。関連計画や事業なんかも鑑みながらということかと思しますので、その辺り、しっかりと文意が通じるような形での修正になるよう、お願いしたいと思います。ほか、いかがでしょう。はい、どうぞ。

○天野委員

2点ばかり。2点ばかり質問させていただきます。1点は、先ほど広告物の話がございました。で、基準にのっとってるからいいんだということであれば、何をしてもいいんですか。例えば、その近隣の方が、ある程度、ここへこういうものつくってもうたら困るんやという意識もあると思うんです。具体的に言いますと、私どものお隣が大きな看板をつくりました。何の事前に話もございません。業者が来て、何月何日にここ工事させて、これだけは言ってきました。でもそれは基準に乗ってるのかどうか、私は素人やから分かりません。で、最終的に、役所に聞きますと、あれはオーケーやと、こういう答え。まあそら基準に乗ってるからオーケーなんです。でも、少なくとも近隣の皆さんの意見を聞いてやってほしいと僕は思います。で、そういうものの中に、文言の中に入れたい必要があるんやないかというように思うんです。これが1点です。

もう一点は、これ先般も質問させてもらいました。環濠の問題ですけども、環濠のぐるりは、確かにいろんな文言が出てます。いいと思うんです。でも、肝心要の環濠そのものはどうなんでしょうか。水が汚いとか、そういうところにね、まあ今、大分きれいになってますよ。きれいになってるけど、まだまだ汚い。その根本的なところを何にも手をつけなくて、ぐるりだけ何ぼ手を加えたって景観にならない思うんですよ。その辺については、特に今回の景観の皆さんの範疇じゃないかと思うんですけどね、堺市全体で考えたら、やっぱり根本的な問題やと私は思うんです。ぜひとも検討してください。

○下村会長

はい。ありがとうございます。事務局、何か御回答、2点ありましたが、いかがでしょう。

○都市景観室主幹（大石）

はい。1点目の、広告物を設置するに当たって、近隣住民の了解を取るということを書い

たほうがいいんじゃないかという御提案だと思うんですけども、広告物設置に当たっては、行政のほうでは基準を設けてまして、基準に適合しているかというところを審査して許可を出すというところになってきまして、設置に当たって、工事に必要な範囲とかで住民に説明するとかいうところにつきましては、設置に当たって、設置者のほうで配慮いただくということになってくるのかなと考えています。行政から、必ずそこをしてくださいと言うところではないのかなと考えております。

あと、2点目のその環濠の水質の話につきましては、環濠の水質改善に向けて、これまでも海水のほうを導入したりしてまして、水質のほうはよくなってきているということで担当部局のほうにも聞いているところです。最近、温暖化なんかで海水のほうも少し汚くなっているようなこともあって、一時的に悪化するということもあるみたいなんですけども、これまでから、水質改善というのは取り組んできているところでして、引き続き、我々のほうも環濠のほうというのを景観的にも重要に考えているということ河川部局さんとも共有しますので、その辺り連携しながら、引き続き、河川の管理部局のほうも取り組んでいただけるものであると考えております。以上です。

○下村会長

はい。ありがとうございます。よろしいですかね。ほか、いかがでしょう。はい、どうぞ。

○花田委員

お話をお聞きしていて、窓口と申請者のことは出てきてるんですけども、実際に、そこに住んでらっしゃる方たちの意識というのを共有するということが大切なのではないかなと思ってお聞きしておりました。で、改正点の5のところに、住民主体の景観形成に向けた活動、で、これが実はすごく大切なんじゃないかなと思っています。先ほども区分けがかっちり色がグラデーションじゃなくて分かれてしまっているんですけど、実際にはいろんな方がそのエリアに住んでらっしゃると思うんですね。だから、そういう方たちが、未来、この自分たちの地域をどういう形にしたら、将来ずっと価値のある景観になるのか、その価値がある景観というところをしっかりと共有していくということが何かすごく大切なような気がしてお聞きしておりました。

何か窓口のその1点のところで今こう、どういう表記にしようとか、そういうことになってるんですけども、ちょっと遠回りみたいですけど、その住民の方の意識と一緒に共有するというの、すごい大切なような気がするので、またそういう形で、まちづくりを進めていただけたらいいなと思うので、これはよろしくお願ひしますということで。

あと、すごく素人の質問であれなんですけど、寺地委員ね、屋根のことをおっしゃったじゃないですか。で、太陽光パネルってどうなんですか。何か、何かふっと思ったんです。

○寺地委員

問題になってるときもあります。特に面が大きくなってきて、結構やっぱり、最近、都市

空間って、高層マンションと低層のビルの高さの関係性が違うときがありますので、いわゆる太陽に目がけて傾斜をつけますから、それに反射して、向こうにマンションがあつたりするときというのは、それはあり得ると思います。

○花田委員

はい。それに関しては、それって。

○寺地委員

多分、それは附属物の話で。

○花田委員

ああ、附属物になる。

○寺地委員

多分、処理をしていくんだと思うんですけども、屋根ではなくて。

○花田委員

あ、分かりました。

○寺地委員

はい。

○花田委員

ちょっとそこら辺も気にはなりました。どうしても、別の観点からすると、太陽光パネル、すごくいいって言われてるんですけど、一方で、景観とかということになったときに少し考えなければいけないことがあるのかなと思いました。すみません。疑問が解消しました。ありがとうございました。

○下村会長

はい。ありがとうございます。1つは、景観形成基準ではないんですが、こう堺の景観まちづくり、景観づくりを進めていく上で、住民参加の点というところの御指摘がありまして、それはここに、今回もうこう書いてるとやっていかなあかんで、ちょっと具体的に今後アクションの中でどうやっていくかという課題はまだあるんですが、一応、形式的には、ちゃんとプロセス踏んで、住民参加の仕組みは考えているというのがこの表記であります。

ただ、これ、全域全部、景観で住民参加やとかということも、なかなか人口的に考えると、なかなか大規模な取組になりますので、その辺り、どうやって実際にやっていくかというところが1つ課題になるだろうというふうにも思います。非常に住民の意向を酌んでという、非常に重要な御意見頂いてますので、この辺りもしっかりと事務局のほうで御対応いただけたらと思います。

で、太陽光パネルというのは屋上だけじゃなくて、市街化調整区域の中の太陽光パネルであるとか、これはほかの市町村では、非常に太陽光パネルだけ取り上げて、設置に関する会議ができたりとか、あとは景観形成の中で取り組んでおられるところもあるので、この太陽

光パネルの取扱いについては、屋上部分のみならず、例えばため池、それから遊休地利用してとか、休耕田利用してとか、いろいろこう出てきてる中で、本市の御対応というのは、これ工作物の設置に関わる話で多分出てくる可能性はあるとは思いますが、あんまり出てないですね、現実のところ。まあその辺りは書いとかなくていいんでしょうかというふうなことかと思いますが、この辺り、いかがでしょう。

○事務局（仲村主査）

はい。太陽光につきましては、山間部の多い他都市さんとかで基準つくられてるところ、情報はあるんですけども、堺市としては、大規模の工作物として対応、基準に入れば届け出てもらうという内容になってまして、今のところ、出てきた例はありません。というところから、特に基準を設けてというところまで今回考えておりません。

○下村会長

はい。ありがとうございます。自然再生エネルギー、それから電気を売れる売電、いろんな観点から、太陽光パネルというのが各所で出てきてるというのは。特に山の斜面なんかというのは割とこう設置しやすいので。あとは休耕田等々で、特に基準がないと、田んぼ1枚、2枚、大体1,000平米ぐらい出てきたら太陽光があれば設置されてるとかというふうな課題も出てくるので、そういう課題が、本市ではまだ、私も出てきてない、さっき事務局より説明ありましたように出てきてないのでということではあるんですが、行く行くはひょっとしたら、まだ電気が売れる時代はあるかもしれないので、ちょっとその辺りは、出てきたらすぐ対応できるようなことも少しくお考えなっておられるほうがいいかなというふうには思います。

工作物で出てきたときには、しっかりと申請があったときには窓口対応、アドバイザー対応で対応されると思うんですが、一応、明確なガイドラインつくられてる市町村もありますし、その辺りがひょっとしたら、今回は対応されないということではありますが、今後に向けては少し頭の片隅に置いていただけたらということかというふうに思います。

はい。ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。

幾つかの御指摘、御意見をいただいたところ以外の赤字に関しては、次出てくるときには黒字に変わってると思います。赤字の積み残してる課題につきましては、先ほど来出てきますので、これ事務局、何点かあったかと思いますが、その辺りはしっかりと御検討賜ればというふうに思います。

もし、ほかに御意見がなければ、本日の会議はそろそろ終わりにさせていただきたいと思いますが、特にこれだけはこのことの御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

はい。ありがとうございます。大体、御意見、御質問、出たと思いますので、今日は熱心な、質疑に御対応いただきまして、委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、審議会につきましては、これで終了させていただきます。あと、報告案件等がありましたら、事務局、あとの議事進行も含めて、よろしく願いいたします。

○司会

本日は、熱心なご議論、貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

最後に今後のスケジュールについてご報告させていただきます。本日いただきましたご意見を踏まえまして、本編の改定案を取りまとめ、12月下旬頃にこの堺市景観審議会にて改定案についてご審議いただく予定としております。その後、パブリックコメントの手続き等を行いたいと考えております。

本日は長時間にわたりましてご議論頂きましてありがとうございました。これで令和5年度第2回堺市景観審議会を閉会させていただきます。

(以上)
